

がん啓発及びがん検診の受診率向上に向けた包括的連携に関する協定書

宮城県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、甲が作成した「宮城県がん対策推進計画」におけるがん啓発及びがん検診の受診率向上に向けて、相互の協力が可能な分野における連携を推進するため、包括的連携に関して次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙とが相互に連携及び協力を行い、がん啓発及びがん検診の受診率向上に向けた取組を推進することにより、がんの早期発見及び早期治療による県民の健康的な生活の実現を図ることを目的とする。

（連携及び協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、県民に対して、がんの正しい知識の普及啓発、がん検診の受診を勧奨する活動等を行うものとし、実施時期、実施方法その他具体的な実施内容については、甲乙協議して別途定めるものとする。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、前条の連携及び協力事項の検討・実施により知った相手方の秘密情報（秘密である旨が明示された情報に限る。）を、相手方の書面による事前の承諾なしに、第三者に開示・漏えいしてはならない。

（協定の有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成23年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了日の1か月前までに、甲又は乙のいずれかからも協定終了の意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、翌年度以降も同様とする。

（協定の見直し及び解除）

第5条 甲又は乙のいずれかが、この協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、甲乙協議の上、この協定の変更又は解除を行うものとする。

（疑義の決定）

第6条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自その1通を所持する。

平成 年 月 日

甲 宮城県知事

乙